

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）
災害医療主管課（部）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害医療対策室長

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱の一部改正について

標記につきましては、「医療施設等災害復旧費の国庫補助について（平成 27 年 12 月 4 日付厚生労働省発医政 1204 第 3 号）厚生労働事務次官通知」により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害による被災の場合には、①地震以外の災害においても基準額の特例（公的病院の補助率の嵩上げ、基準額の上限撤廃）を設けるとともに、②医療機器を補助対象とする改正を通知したところです。

今般の改正により、本補助金の対象とした医療機器については、被災時点で所有していたことを確認するため、当該施設の備品台帳に登載されていることが要件となりますので、災害復旧の円滑な実施に備え、平時より備品台帳の整備に努めるよう、貴管下の対象施設に対して、ご周知方よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562